

\ 当薬局の調剤基本料について /



当薬局の調剤基本料については、下記のとおりです。ご不明な点がございましたらスタッフまでお問い合わせください。

- 調剤基本料 1 —————> 45点
- 後発医薬品調剤体制加算 3 —————> 30点
- 連携強化加算 —————> 5点
- 医療DX推進体制整備加算（月1回限り）> 6点
- 医療情報取得加算1（6カ月に1回）———> 1点

処方せん受付回数が月2,000回以下で、同一グループ薬局の処方せん受付回数の合計が月に4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率が5割をこえて、地方厚生局に報告しています。特定の医療機関からの不動産賃貸借などの関係はありません。かかりつけ機能に係る基本的な業務（夜間・休日業務、重複・相互作用防止など）の算定が年間10回以上あります。後発医薬品の調剤率が50%をこえて、地方厚生局長に報告しています。

ゆず薬局